

## 都道府県別宿泊費基準額について

## 1 宿泊費

宿泊費は、都道府県毎に定める宿泊費基準額を上限とする。

宿泊施設の利用料金の額が宿泊費基準額に満たない場合には、宿泊費を当該宿泊施設の料金の額に調整する。

## 【都道府県別宿泊費基準額(一夜につき)】

都道府県	宿泊費基準額
埼玉、東京、京都	19,000 円
福岡	18,000 円
千葉	17,000 円
神奈川、新潟	16,000 円
香川	15,000 円
熊本	14,000 円
北海道、岐阜、大阪、広島	13,000 円
山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	12,000 円
青森、秋田、茨城、富山、長野、愛知、滋賀、奈良、和歌山、高知、佐賀、長崎、大分、沖縄	11,000 円
宮城、山形、栃木、群馬、福井、岡山、徳島、愛媛	10,000 円
岩手、石川、静岡、三重、島根	9,000 円
福島、鳥取、山口	8,000 円

## 2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費(夕・朝食代を含む)として、2,400 円/泊を上限とする。

ただし、上記宿泊費に夕・朝食代が含まれる場合等は、以下のとおり調整する。

- (1) 夕食又は朝食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は、素泊まりの3分の2の額を上限とする。
- (2) 夕食及び朝食に係る費用に相当するものが含まれる場合は、素泊まりの3分の1の額を上限とする。
- (3) 自宅(これに相当する場所を含む)に宿泊する場合は補助対象としない。

	素泊まり	1食付 (夕食又は朝食)	2食付 (夕・朝食)	自宅等
宿泊手当上限額 (一夜につき)	2,400 円	1,600 円	800 円	0 円